青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 十和田深持風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存の風力発電事業が存在すること から、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適 切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 対象事業実施区域及びその周辺では、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 希少猛禽類及び渡り鳥の調査について、対象事業実施区域の北東側に調査地点が 設定されておらず、希少猛禽類の生息状況や渡り鳥の渡りの状況を十分に把握でき ないおそれがあることから、同区域の北東側にも調査地点を追加すること。
- 4 植物相の調査について、カヤツリグサ科の正確な種の同定が可能となる結実期と 早春の植物の地上部出現時期は必ずしも一致しないことから、地元の複数の専門家 から意見を聴取した上で、適切な調査時期を設定すること。